

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p>日本機械輸出組合 日本鉄道システム輸出組合 日本船舶輸出組合</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00079 沿革 <a href="#">令和5年1月30日</a> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「船舶特約書」という。また、以下三者を総称して「設備財特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第3）の保険契約締結の制限及び第6条（附帯別表第6）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p>日本機械輸出組合 日本鉄道システム輸出組合 日本船舶輸出組合</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00079 沿革 <a href="#">令和4年12月20日</a> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「船舶特約書」という。また、以下三者を総称して「設備財特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第3）の保険契約締結の制限及び第6条（附帯別表第6）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p>記</p>	
<p><b>1 基本的引受基準</b></p> <p>(6) 対象契約の信用事由のてん補範囲は、保険契約の申込時における名簿の格付けにより次のとおりとする。なお、対象契約の相手方が複数の場合であって、対象契約の相手方が対象契約全体について相互に連帯責任を負う場合は、対象契約の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けによるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号から第14号までの事由をいう。以下同じ。）をてん補する対象契約は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>③～④ (略)</p>	<p><b>1 基本的引受基準</b></p> <p>(6) 対象契約の信用事由のてん補範囲は、保険契約の申込時における名簿の格付けにより次のとおりとする。なお、対象契約の相手方が複数の場合であって、対象契約の相手方が対象契約全体について相互に連帯責任を負う場合は、対象契約の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けによるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。）をてん補する対象契約は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>③～④ (略)</p>	

貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について・新旧対照表

新	旧	備考
<p>附 則〔抄〕                      附 則〔令和5年1月30日〕                      この改正は、<u>令和5年3月20日</u>から実施する。</p>	<p>附 則〔抄〕                      附 則〔令和4年12月20日〕                      この改正は、<u>令和5年1月1日</u>から実施する。</p>	